

総合計画案に対する意見公募の提出意見とその考え方

[募集期間] 平成 30 年 11 月 13 日 (火) ～12 月 3 日 (月)

[応募数] 1 件

No.	地区	性別	意見	意見に対する執行機関の考え方
1	尾野本	男性	<p>保健・福祉・医療の分野において、介護保険施設の設置（小規模多機能型居宅介護）は、当町介護保険計画にも記載のとおりですが、ここ数年来の介護等従事者の不足により、新規施設の設置は困難であると推測される。（どこの法人が担当するにしても）5年後には30万人の介護職が不足するとの国の発表もあり、業界全体（全国老人福祉施設協議会）では55万人との発表もある。当町の高齢者人口等から概算すると、町では介護職員が10数名から20数名不足するのではないかと推測されます。つまり、「さゆりの園」か「憩の森」のどちらかが、一つ運営できなくなるレベルの問題（最悪の場合）である。そして、人材不足は、介護職にとどまらず、看護職、調理員も同様であり、経営側人材である施設長や理事長（役員）の引き受け手も同様である。（若松管内でも、社会福祉法人の統合、売却の例があり、理事長・施設長の交代が以前より頻回になりつつある。）</p> <p>この傾向は全会津管内においても同様であり、特に過疎町村においては深刻な問題である。</p> <p>現状維持が難しいときに（来春の新卒採用者なしも常態化）、新規立ち上げは、いかがなものかと思われま。職員の定年を65歳に延長したり、外国人労働者を導入しても、一筋縄ではいかず、近い将来は現有職員数に合わせて、利用定員を縮減する作業が必要になると推測しています。</p> <p>現状規模の人材で、最大の効果を上げるためには、どうするか。今、社会福祉法人は問われていると思います。</p>	<p>高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯の増加などにより、介護サービスの利用が増えることが予想されることから、通所（デイサービス）を中心に、訪問（ホームヘルプ）や泊まり（ショートステイ）のサービスを一体的に提供できる小規模多機能型居宅介護施設の整備を計画案に盛り込んでおります。</p> <p>ご意見のとおり、介護現場に従事する人材の不足が社会問題となっていますが、介護職員初任者研修による介護人材の育成や外国人労働者の受け入れなど、あらゆる手段による介護人材の確保を検討し、介護が必要となった高齢者が、在宅もしくは地域で安心して暮らし続けられるよう介護サービスの充実を図るため、小規模多機能型居宅介護施設の整備を進めていきたいと考えています。</p>